すべての絆と
ともに歩む

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場は可能な限りお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申しあげます。
※本年より、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

第100回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

当社本社ビル　2階ホール
東京都港区芝浦二丁目5番1号
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください

決議事項

第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　単独株式移転による完全親会社設立の件
第3号議案　定款一部変更の件
第4号議案　監査役2名選任の件

あすか製薬株式会社
証券コード：4514

株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
大きな節目となる第100回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申しあげます。

当事業年度は、新製品発売に関する減価償却費や開発ステージの進展に伴う研究開発費等の増加により、前年度からは減益となりましたが、新薬「レルミナ」をはじめとする産婦人科製品の拡充や「リフキシマ」の市場浸透等により、過去最高の売上高を更新しました。

本年４月には研究拠点を湘南ヘルスイノベーションパークへ移転し、これまで培ってきた技術や経験をもとに産官学とのオープンイノベーションを推進することで、より一層の新薬事業強化をはかってまいります。また、国際事業本部を立ち上げ、海外市場を視野に医薬品事業のグローバル展開を加速させます。

当社は、今後さらなる企業価値向上を追求するため、持株会社体制へ移行し、トータルヘルスケアカンパニーを目指します。

これからの100年もこれまでと同様、人々の健康と明日の医療への貢献を理念に従業員一丸となって取り組んでまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。



代表取締役社長　山口　隆

目　次

■ 第100回定時株主総会招集ご通知… 1P
■ 株主総会参考書類…… 6P

［添付書類］

■ 事業報告…… 34P
■ 連結計算書類…… 54P
■ 計算書類…… 57P
■ 監査報告…… 60P

株主各位

証券コード 4514
2020年6月3日

東京都港区芝浦二丁目5番1号
あすか製薬株式会社
代表取締役社長 **山口 隆**

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時35分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。→4頁をご覧ください。

インターネットによる議決権行使

上記の行使期限までに、当社の指定する議決権行使サイト（https://www.evote.tr.mufg.jp/）にアクセスいただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
→4・5頁をご覧ください。

敬　具

記

1 日　　時	**2020年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）**
2 場　　所	東京都港区芝浦二丁目5番1号 **あすか製薬株式会社　本社ビル　2階ホール** （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	**報告事項**　1. 第100期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第100期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　第1号議案　剰余金処分の件 第2号議案　単独株式移転による完全親会社設立の件 第3号議案　定款一部変更の件 第4号議案　監査役2名選任の件

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
  なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、書面による郵送または当社ウェブサイト（https://www.aska-pharma.co.jp/）に掲載させていただきます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
  1. 連結計算書類の連結注記表
  2. 計算書類の個別注記表

当社ウェブサイト（https://www.aska-pharma.co.jp/）

第100回定時株主総会における
新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
第100回定時株主総会における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大防止に向けた当社の対応について、株主様の安全を第一に考え、以下のとおりとさせていただきます。
株主の皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

1．議決権事前行使のお願い

・株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大防止のため、健康状態に関わらず、**本株主総会へのご来場を見合わせることをご検討ください**ますよう強くお願い申しあげます。
・本株主総会の議決権行使につきましては、書面（郵送）またはインターネットによる方法がご利用いただけますので、これらの方法により、事前に議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

2．当社の対応について

・本株主総会に出席する取締役、監査役および運営スタッフは、マスクを着用して応対させていただきます。
・受付および会場内各所には、アルコール消毒液を設置いたします。
・会場の座席は従来よりも間隔を空けた配置としておりますので、ご来場の株主様におかれましては、充分なお席を確保できない可能性がございます。
・本年より、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

3．ご来場される株主様へ

・株主様の健康と安全を最優先に、**本株主総会へのご来場を見合わせることをご検討ください**ますよう、かさねてお願い申しあげます。
・特に、高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方のご来場は、お控えいただくことを強く推奨いたします。また、これらに該当しない株主様におかれましても、ご心配ご不安のある方は決して無理をなさらずにご来場を見合わせることをご検討ください。
・ご来場される株主様におかれましては、自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用など感染予防にご配慮いただきますようお願い申しあげます。
・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、入場をお断りするなど感染予防のための措置を講じる場合がございます。また、本株主総会においては、感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場での報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきますので予めご了承ください。

以　上

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（6頁～33頁）をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申しあげます。
議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第100回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

株主総会開催日時

2020年6月25日(木曜日)
午前10時

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2020年6月24日(水曜日)
午後5時35分到着分まで

インターネットによる議決権行使



パソコン、スマートフォン等より議決権を行使いただけます。
詳しくは、次頁をご覧ください。

行使期限

2020年6月24日(水曜日)
午後5時35分完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1、2、3号議案

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 → 「否」の欄に○印

第4号議案

- 全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 → 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインIDおよびパスワードを入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。

1.

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



2.

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「QRコードを読み取る方法」での議決権行使は一回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」・「仮パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

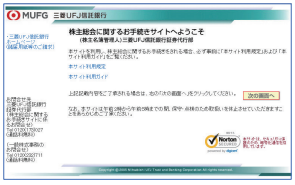
※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使サイト　https://evote.tr.mufg.jp/

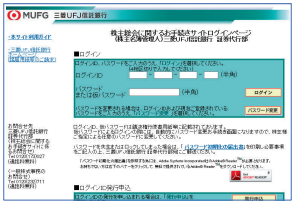
1.

議決権行使サイトにアクセスしてください。



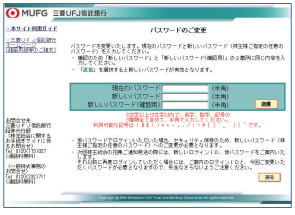
2.

議決権行使書用紙に記載された「ログインID」「仮パスワード」をご入力ください。



3.

仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更お手続き画面になりますので、株主様ご指定による任意のパスワードに変更してください。



4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

電話：0120-173-027　（受付時間　9：00～21：00、通話料無料）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への適正な利潤の還元を経営の重要課題の一つと認識し、剰余金の配当につきましては、安定的かつ継続的に実施することを基本方針としております。

また、当社は2020年６月16日をもちまして、会社創立100周年を迎えることとなりました。これまでの株主の皆様へ感謝の意を表するため、当期の期末配当金につきましては、普通配当７円に創立100周年記念配当３円を加え、当社普通株式１株につき10円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1)配当財産の種類

金銭

(2)配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき	金10円 （普通配当７円、創立100周年記念配当３円）
配当総額	284,933,200円

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月26日

なお、中間配当金として１株につき７円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は当社普通株式１株につき17円となります。

第2号議案　単独株式移転による完全親会社設立の件

当社は、2021年4月1日を効力発生日（予定）として、当社の単独株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）により、完全親会社である「あすか製薬ホールディングス株式会社」（以下、「持株会社」といいます。）を設立することについて、本株式移転に関する株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）を作成のうえ、2020年3月23日開催の当社取締役会において決議しました。

本議案は、本株式移転計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

1．単独株式移転による持株会社体制への移行の目的

(1)　背景

わが国では社会の高齢化率が急速に高まる中、社会保障費の拡大が国家財政を圧迫する要因となるとともに、労働力の減少に伴う経済活動の停滞が懸念されております。こうした状況に対して国は、公的保険外の予防・健康管理サービスの活用を通じて国民の健康寿命の延伸を図ることが、これらの課題に対応する有効な施策と位置付けています。

このような背景の中、当社は「先端の創薬を通じて人々の健康と明日の医療に貢献する」との経営理念の下、医薬品をはじめとした医療関連ビジネスに取り組んでまいりましたが、2020年3月23日に公表いたしました「単独株式移転による持株会社体制への移行について」のとおり、今後、更なる社会からの期待に応えるとともに、継続的な企業価値の向上を追求するためには、持株会社体制へ移行して“トータルヘルスケアカンパニー”を目指すことが最適と判断いたしました。

(2)　持株会社体制移行の目的

当社は、以下の目的をもって持株会社体制に移行します。

①　ヘルスケア領域における関連事業の強化

健康に対する考え方やニーズの社会的変化にお応えするため、ヘルスケアを『予防～検査・診断～治療』の一連の枠組みとしてトータルに認識し、関連事業の展開を図ります。当社が従来、事業の中心としてまいりました医薬品につきましては、社会保障費抑制の観点から事業環境が年々厳しくなってきております。一方で、国は疾病予防や未病領域への投資を強めており、したがってこの領域での事業を積み増すことが当社の経営の安定に寄与するものと考えております。

なお、事業展開にあたっては、環境の変化をグループ成長の好機と捉え、国内外に関わらずM&Aを含めた他社との連携に積極的に取り組んでまいります。

② 事業子会社への権限移譲による意思決定の迅速化

グループ各社の役割と責任を明確にし、事業環境の変化に適切かつ迅速に対応できる体制を目指します。持株会社は各事業会社の統括とグループ戦略の策定および推進に特化し、事業レベルでの意思決定は事業会社で完結させることとします。

③ グループ価値の最大化

各事業の特性を考慮しつつ、グループ会社間の戦略的連携を重視し、グループ全体視点での最適経営を進め、グループ価値の最大化を図ります。

④ グループガバナンスの強化

持株会社にグループ全体のガバナンスを統括する機能を置き、各子会社がグループとして統一されたポリシーの下で事業運営を行える体制を構築いたします。

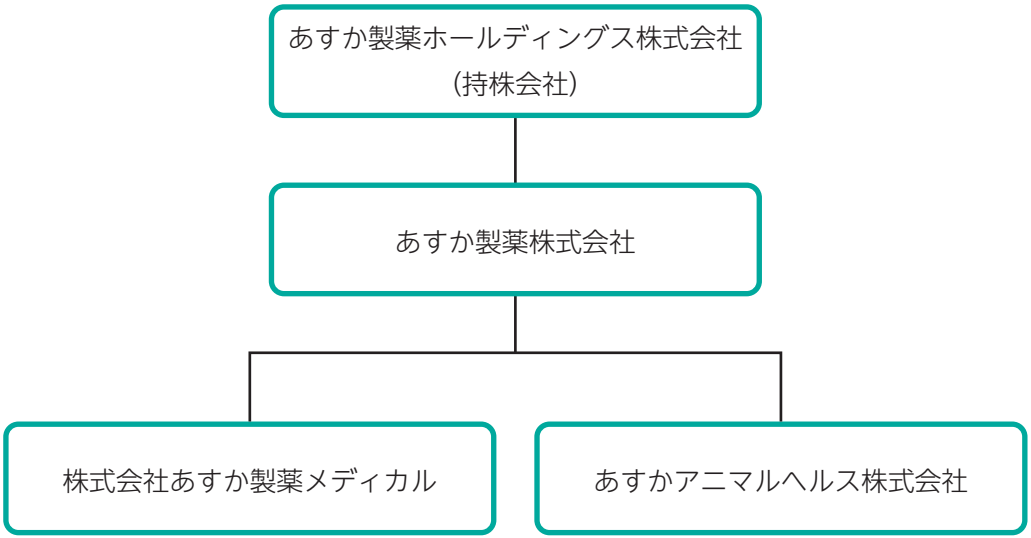
なお、本株式移転に伴い、当社株式は上場廃止となりますが、持株会社の株式につきましては、株式会社東京証券取引所にテクニカル上場を申請し、引き続き同市場第一部に上場することを予定しているため、実質的に株式の上場を維持する方針です。

(3)　持株会社体制移行の手順

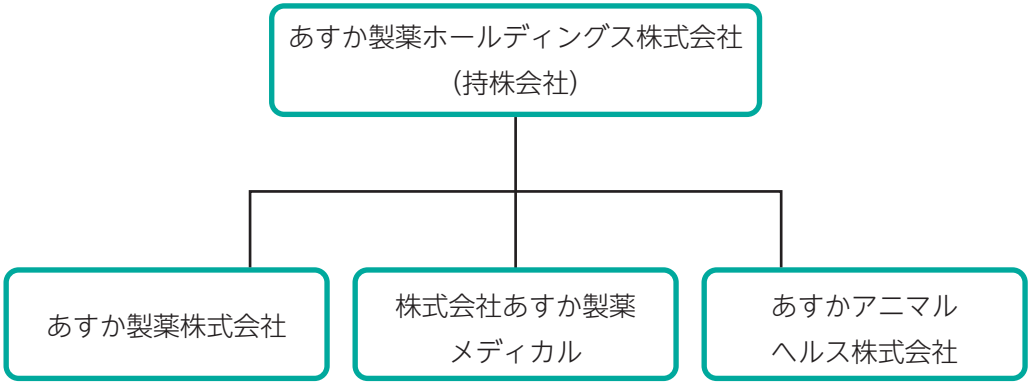
当社は、次に示す方法により、持株会社体制への移行を実施する予定です。

【ステップ1：株式移転による持株会社の設立】

2021年4月1日を期日として本株式移転により持株会社を設立することで、当社は持株会社の完全子会社となります。



【ステップ2：持株会社設立後の体制】
当社の子会社を持株会社の子会社として再編する予定であります。



2．株式移転計画の内容の概要

本株式移転の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

あすか製薬株式会社（住所は東京都港区芝浦二丁目5番1号。以下「当社」という。）は、その発行済株式の全部を新たに設立するあすか製薬ホールディングス株式会社（以下「持株会社」という。）に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うことに関し、次のとおり株式移転計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1　持株会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数は以下のとおりとする。

（1）目的

持株会社の目的は、別紙の定款第２条記載のとおりとする。

（2）商号

持株会社の商号は、「あすか製薬ホールディングス株式会社」と表示する。

（3）本店の所在地

持株会社の本店の所在地は東京都港区とする。

（4）発行可能株式総数

持株会社の発行可能株式総数は、90,000,000株とする。

2　前項に掲げるもののほか、持株会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第2条（持株会社の設立時取締役および設立時監査役の氏名ならびに会計監査人の名称）

1　持株会社の設立時取締役および設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

取締役　山口　隆
取締役　丸尾　篤嗣
取締役　加藤　和彦
取締役　山口　惣大
取締役　福井　雄一郎
取締役　熊野　郁雄
取締役　吉村　恭典
取締役　山中　通三
取締役　播野　勤
監査役　小松　哲
監査役　鬼頭　秀滋
監査役　木村　高男
監査役　福地　啓子

2　持株会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

会計監査人 清陽監査法人

第3条（本株式移転に際して交付する株式およびその割当て）

1　持株会社は、本株式移転に際して、普通株式30,563,199株を発行し、当社の株主に対し、その保有する当社の株式に代わり、これを交付する。

2　持株会社は、本株式移転に際して、当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における当社の株主に対し、その所有する当社の株式１株につき、持株会社の普通株式１株を割り当てる。

第4条（持株会社の資本金および準備金の額に関する事項）

持株会社の成立の日における資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

(1)　資本金の額
1,197,900,000円

(2)　資本準備金の額
844,993,788円

(3)　利益準備金の額
- 円

第5条（持株会社の成立の日）

持株会社の設立の登記をすべき日は、2021年4月1日（以下「持株会社の成立の日」という。）とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、これを変更することができる。

第6条（株主名簿管理人）

持株会社の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第7条（本株式移転の条件の変更または本株式移転の中止）

本計画の作成の日から持株会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財政状態もしくは経営成績に重大な変動が生じた場合または本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、本株式移転の条件を変更しまたは本株式移転を中止することができる。

第8条（本計画の効力）

本計画は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

(1) 持株会社の成立の日の前日までに、当社の株主総会において、本計画の承認が得られなかった場合

(2) 持株会社の成立の日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合、またはかかる承認等に本株式移転の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制約等が付された場合

2020年3月23日

東京都港区芝浦二丁目5番1号
あすか製薬株式会社
代表取締役社長　山口　隆

（別紙）

あすか製薬ホールディングス株式会社　定款

第　1　章　　総　　則

（商　号）

第 1 条　当会社は、あすか製薬ホールディングス株式会社と称し、英文では ASKA Pharmaceutical Holdings Co., Ltd.と表示する。

（目　的）

第 2 条　当会社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配および管理することを目的とする。

1　医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、試薬、動物用医薬品、飼料および飼料添加物、農薬、工業薬品、衛生用品、食品およびそれらの原料の製造、販売ならびに輸出入。

2　ヘルスケアに関する製品の企画、開発、製造、販売および輸出入ならびにヘルスケアに関するサービスの提供。

3　臨床に関する検査の受託業務。

4　前各号に附帯または関連する一切の業務。

（本店の所在地）

第 3 条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機　関）

第 4 条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1　取締役会

2　監査役

3　監査役会

4　会計監査人

（公告方法）

第 5 条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第　2　章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第 6 条　当会社の発行可能株式総数は、９，０００万株とする。

（自己株式の取得）

第 7 条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）
第 8 条　当会社の単元株式数は、１００株とする。
（単元未満株式についての権利）
第 9 条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1　会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
2　会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
3　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4　次条に定める請求をする権利
（単元未満株式の売渡請求）
第１０条　当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売渡すことを請求することができる。
（株主名簿管理人）
第１１条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
2　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
（株式取扱規則）
第１２条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第　3　章　　株　主　総　会

（招　集）
第１３条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
（定時株主総会の基準日）
第１４条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。
（招集権者および議長）
第１５条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
第１６条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）
第１７条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
（議決権の代理行使）
第１８条　株主は、当会社の議決権ある他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。
２　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第　４　章　取締役および取締役会

（員　数）
第１９条　当会社の取締役は、１０名以内とする。
（選任方法）
第２０条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。
２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
（任　期）
第２１条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役および役付取締役）
第２２条　取締役会は、その決議によって取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長１名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。
２　取締役社長は会社を代表する。
３　取締役会の決議をもって取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。
（取締役会の招集通知）
第２３条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。
２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議方法）
第２４条　取締役会の決議は、取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）
第２５条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
（相談役および顧問）
第２６条　取締役会の決議により当会社に相談役および顧問若干名をおくことができる。
（取締役会規則）
第２７条　取締役会に関するその他の事項は取締役会が別に定める取締役会規則による。
（取締役の責任免除）
第２８条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定に基づき、取締役（取締役であった者を含む）の同法第４２３条第１項の損害賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で同法第４２３条第１項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第　５　章　監査役および監査役会

（員　数）
第２９条　当会社の監査役は、５名以内とする。
（選任方法）
第３０条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。
２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（任　期）
第３１条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（監査役会の招集通知）
第３２条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。
２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
（監査役会の決議方法）
第３３条　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き監査役の過半数をもって行う。
（監査役会規則）
第３４条　監査役会に関するその他の事項は監査役会が別に定める監査役会規則による。

（監査役の責任免除）
第３５条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定に基づき、監査役（監査役であった者を含む）の同法第４２３条第１項の損害賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定に基づき、監査役との間で同法第４２３条第１項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第　６　章　計　　算

（事業年度）
第３６条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。
（期末配当の基準日）
第３７条　当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。
（中間配当）
第３８条　当会社は、取締役会の決議により毎年９月３０日を基準日として、中間配当を行うことができる。
（配当金の除斥期間）
第３９条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

第　７　章　附　　則

（最初の株主総会の基準日）
第４０条　当会社の設立後の最初の株主総会は、２０２１年６月末日までに開催するものとし、当該株主総会の議決権の基準日は、２０２１年４月２０日とする。
（附則の削除）
第４１条　本章の規定は、前条に定める当会社の最初の株主総会の終結の時をもって自動的に削除される。

以　上

3．会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1)　株式移転の対価の相当性に関する事項

①　交付する株式数およびその割当ての相当性に関する事項

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社１社を設立するものであり、持株会社の株式はすべて本株式移転の効力発生直前の当社の株主の皆様のみに割り当てられることとなります。株主の皆様に不利益を与えないことを第一義として、本株式移転の効力発生直前の当社の株主構成と持株会社の設立直後の株主構成に変化のないことから、株主の皆様が保有する当社普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることといたします。なお、上記理由により、第三者機関による算定は行いません。

この結果、持株会社の発行する株式数は、普通株式30,563,199株となる予定ですが、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生時点において当社が保有する自己株式に対しては、その同数の持株会社の普通株式が割当交付されることになります。

②　資本金および準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の資本金および準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的、規模および資本政策等に照らして相当であると判断しております。

(2)　株式移転完全子会社についての事項

最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

4．持株会社の取締役となる者についての事項

持株会社の取締役となる者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	(1)所有する当社の株式数 (2)割当てられる持株会社の株式数
山口　隆 （やまぐち　たかし） （1952年５月10日生）	1978年４月　当社入社 1987年12月　当社取締役 1991年６月　当社代表取締役社長（現任）	(1)　872,270株 (2)　872,270株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社グループの事業活動全般に関し豊富な経験と高度な知識を有しております。また1991年６月より29年間、当社の代表取締役社長として経営全般を適切に統括し、企業価値のさらなる向上を目指して強いリーダーシップを発揮しております。 当社グループの持続的な成長と経営ビジョン実現にとって不可欠であると判断していることから、持株会社の取締役候補者とするものであります。	
丸尾　篤嗣 （まるお　あつし） （1959年２月10日生）	1981年４月　株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2009年４月　同行東北支配人仙台支社長 2010年10月　当社執行役員 2011年６月　当社取締役常務執行役員 2014年６月　当社専務取締役 2015年６月　株式会社あすか製薬メディカル取締役（現任）、あすかアニマルヘルス株式会社取締役（現任） 2019年６月　当社代表取締役専務取締役（現任）	(1)　16,700株 (2)　16,700株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、大手金融機関での豊富な経験と実績を有し、経営・財務に関する高い専門性と幅広い見識を備えております。2014年６月の専務取締役就任以降は、当社グループの全社戦略・ガバナンス等を統括しており、今後も当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できることから、持株会社の取締役候補者とするものであります。	

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	(1)所有する当社の株式数 (2)割当てられる持株会社の株式数
加藤（かとう）　和彦（かずひこ） （1963年3月7日生）	1985年４月　エスエス製薬株式会社入社 2007年２月　株式会社イービーエムズ（現アポプラスステーション株式会社）代表取締役社長 2014年７月　当社常務執行役員 2015年６月　当社取締役常務執行役員（マーケティング本部長、研究開発担当、信頼性保証担当） 2017年６月　当社取締役常務執行役員（開発本部長） 2018年６月　当社常務取締役（開発、海外事業、ヘルスケア事業担当） 2018年10月　NeoASKA Pharma Private Limited Director（現任） 2018年11月　当社常務取締役（開発、国際事業（欧米）、ヘルスケア事業担当） 2020年４月　当社常務取締役（特命事項担当、ヘルスケア事業推進室長）（現任）	(1)　14,700株 (2)　14,700株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、医薬品業界での幅広い専門知識と会社経営に関する豊富な経験を有しております。2015年６月の取締役就任以降は主に当社の開発部門を、2018年６月以降は国際事業部門とヘルスケア事業部門も担当し当社のグローバル戦略を展開するなど、今後も当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できることから、持株会社の取締役候補者とするものであります。	

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	(1)所有する当社の株式数 (2)割当てられる持株会社の株式数
やまぐち　そうた 山口　惣大 (1983年12月17日生)	2008年４月　株式会社日立製作所入社 2011年５月　弁理士登録 2016年２月　当社入社 2017年６月　当社取締役常務執行役員（創薬研究担当） 2019年６月　当社常務取締役（創薬研究、開発、事業戦略担当） 2020年４月　当社常務取締役（創薬研究、開発、事業開発、メディカルアフェアーズ担当）（現任）	(1)　17,900株 (2)　17,900株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、弁理士として知的財産権に関する専門知識と大手企業の知財部門での豊富な業務経験を有しております。2017年６月の取締役就任以降は当社の創薬研究部門を、2019年６月以降は開発部門と事業開発部門、メディカルアフェアーズ部門も担当しており、今後も当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できることから、持株会社の取締役候補者とするものであります。	
ふくい　ゆういちろう 福井　雄一郎 (1959年８月４日生)	1984年４月　武田薬品工業株式会社入社 2009年４月　同社医薬営業本部東日本特約店部長 2015年６月　当社常務執行役員 2016年６月　当社取締役常務執行役員（営業統括、マーケティング本部長） 2017年４月　当社取締役常務執行役員（営業統括）（現任）	(1)　13,100株 (2)　13,100株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、大手製薬企業において医薬品営業の豊富な実務経験と幅広い専門知識を有しております。2016年６月の取締役就任以降は、当社の営業部門を主に担当しており、今後も当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できることから、持株会社の取締役候補者とするものであります。	

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	(1)所有する当社の株式数 (2)割当てられる持株会社の株式数
熊野（くまの）　郁雄（いくお） (1957年6月9日生)	1982年 4 月　当社入社 2005年 6 月　当社営業企画推進部長 2006年 4 月　当社中国支店長 2007年10月　当社福岡支店長 2012年 4 月　当社経営企画室長 2014年 6 月　当社執行役員（経営企画担当） 2015年 4 月　当社執行役員(株式会社あすか製薬メディカル代表取締役社長) 2016年 6 月　当社執行役員（生産本部長） 2018年 6 月　当社取締役常務執行役員 (生産担当、管理本部長) 2019年 6 月　当社取締役常務執行役員（管理本部長、100周年事業推進室長）（現任）	(1)　9,300株 (2)　9,300株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の営業部門、経営管理部門の要職だけでなく、当社子会社の代表取締役社長も務めるなど、会社経営や業務執行の監督に関する高い知見を備えております。 2018年6月の取締役就任以降は、当社の管理部門を主に担当しており、今後も当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できることから、持株会社の取締役候補者とするものであります。	

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	(1)所有する当社の株式数 (2)割当てられる持株会社の株式数
吉村　泰典（よしむら　やすのり） （1949年1月26日生）	1975年４月　慶應義塾大学産婦人科入局 1995年11月　慶應義塾大学教授（医学部産婦人科学） 2007年４月　公益社団法人日本産科婦人科学会理事長 2011年６月　当社社外取締役（現任） 2012年10月　一般社団法人吉村やすのり生命の環境研究所代表理事（現任） 2013年11月　株式会社ドンキホーテホールディングス（現株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス）社外監査役 2014年４月　慶應義塾大学名誉教授（現任） 2015年７月　福島県立医科大学副学長（現任） 2015年９月　株式会社ドンキホーテホールディングス（現株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス）社外取締役（監査等委員）（現任）	(1)　－株 (2)　－株
	【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、医学者として産科婦人科領域における最高レベルの専門知識と幅広い経験を有しております。当社グループの医薬品事業開発等における重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を発揮していることから、持株会社の社外取締役候補者とするものであります。	

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	(1)所有する当社の株式数 (2)割当てられる持株会社の株式数
山中　通三（やまなか　みちぞう） (1952年7月11日生)	1975年４月　株式会社日立製作所入社 1978年８月　株式会社吉田製作所取締役設計部長 1992年６月　同社代表取締役社長（現任） 2006年１月　吉田精工株式会社代表取締役社長(現任) 2012年９月　株式会社ヨシダ代表取締役副会長(現任) 2017年６月　当社社外取締役（現任）	(1)　－株 (2)　－株
	【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、大手医療機器メーカーの経営者として長年にわたり活躍しており、企業経営や業務執行の監督に深い見識を有しております。また、同氏がコーディネートした産学官連携事業が厚生労働大臣賞を受賞するなど、医療業界にも精通した豊富な知識と経験は、当社グループの経営に関する適切な助言・監督等が期待できることから、持株会社の社外取締役候補者とするものであります。	
播野　勤（はりの　つとむ） (1953年６月30日生)	1976年４月　ソントン食品工業株式会社入社 1979年11月　タマノ井酢株式会社(現タマノイ酢株式会社）入社 1980年４月　公益財団法人日本生産性本部出向 1991年７月　タマノ井酢株式会社(現タマノイ酢株式会社）代表取締役社長（現任） 2000年８月　株式会社タマノイ酢クロスメイツ代表取締役社長（現任） 2019年６月　当社社外取締役（現任）	(1)　－株 (2)　－株
	【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、食品メーカーの経営者として長年にわたり活躍しており、企業経営や業務執行の監督に深い見識を有しております。また、公益財団法人日本生産性本部認定経営コンサルタントとしての豊富な経験と卓越した知見も兼ね備えており、当社グループの経営に関する適切な助言・監督等が期待できることから、持株会社の社外取締役候補者とするものであります。	

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 吉村泰典氏、山中通三氏および播野勤氏は、社外取締役候補者であります。
3. 吉村泰典氏、山中通三氏および播野勤氏は現在当社の社外取締役であり、当社は３氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
持株会社が設立され、３氏が持株会社の社外取締役に就任した場合には、持株会社は３氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、吉村泰典氏、山中通三氏および播野勤氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で規定する額としております。
持株会社が設立され、３氏が持株会社の社外取締役に就任した場合には、持株会社は定款に基づき３氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 各候補者の所有する当社の株式数は、2020年３月31日現在の状況を記載しており、また、割当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割当てられる持株会社の株式数は、設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。

5．持株会社の監査役となる者についての事項

持株会社の監査役となる者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	(1)所有する当社の株式数 (2)割当てられる持株会社の株式数
小松（こまつ）　哲（さとし） (1957年9月22日生)	1980年４月　当社入社 2005年４月　当社法務広報部長 2009年４月　当社人事部長 2013年６月　当社人事部長兼あすかアニマルヘルス株式会社取締役 2014年４月　あすかアニマルヘルス株式会社取締役 2017年６月　当社常勤監査役（現任）	(1)　6,400株 (2)　6,400株
	【監査役候補者とした理由】 同氏は、当社の法務部門、人事部門の要職だけでなく、当社子会社の取締役も務めるなど、経営管理分野において豊富な業務経験と深い見識を有しております。これらの知識・経験は、当社グループの監査役職務を適切に遂行できると判断することから、持株会社の監査役候補者とするものであります。	
鬼頭（きとう）　秀滋（ひでしげ） (1961年10月12日生)	1984年４月　当社入社 2011年10月　当社京都支店長 2013年10月　当社名古屋支店長 2016年10月　当社営業本部副本部長 2018年４月　当社執行役員（営業本部長） 2019年10月　当社執行役員（監査、法務・コンプライアンス担当）（現任）	(1)　4,000株 (2)　4,000株
	【監査役候補者とした理由】 同氏は、これまで当社の営業部門の要職を務めてきただけでなく、内部統制、法務、コンプライアンス推進にも豊富な業務経験と深い見識を有しております。これらの知識・経験は、当社グループの監査役職務を適切に遂行できると判断することから、持株会社の監査役候補者とするものであります。	

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	(1)所有する当社の株式数 (2)割当てられる持株会社の株式数
木村　高男 （きむら　たかお） (1951年8月9日生)	1975年11月　ヘキストジャパン株式会社(現サノフィ株式会社）入社 2000年７月　ニコメッドアマシャム株式会社代表取締役社長 2002年12月　アベンティスファーマ株式会社(現サノフィ株式会社）執行役員事業開発本部長 2010年４月　サノフィ・アベンティス株式会社（現サノフィ株式会社)執行役員アジアパシフィックリージョン事業開発統括部門長 2016年２月　合同会社TKファーマパートナーズ設立、代表社員（現任） 2017年６月　当社社外監査役（現任）	(1)　－株 (2)　－株
	【社外監査役候補者とした理由】 同氏は、これまで外資系大手製薬企業の事業開発部門で要職を務めており、高度で専門的な知識を有しております。また医薬品開発に精通しているだけでなく、企業経営に関する豊富な経験も兼ね備えております。これらの知識・経験は、客観的かつ中立的な立場から当社グループの監査役職務を適切に遂行できると判断することから、持株会社の社外監査役候補者とするものであります。	
福地　啓子 （ふくち　けいこ） (1959年１月７日生)	1981年４月　東京国税局入局 2006年７月　渋谷税務署副署長 2008年７月　税務大学校教授 2013年７月　国税庁長官官房国際業務課国際企画官 2018年３月　金沢国税局長 2019年８月　税理士登録　福地啓子税理士事務所代表（現任）	(1)　－株 (2)　－株
	【社外監査役候補者とした理由】 同氏は、税理士として税務、財務および会計等における高度な知識と豊富な業務経験を有しております。これらの知識・経験は、客観的かつ中立的な立場から当社グループの監査役職務を適切に遂行できると判断することから、持株会社の社外監査役候補者とするものであります。	

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 木村高男氏および福地啓子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 木村高男氏は現在当社の社外監査役であり、当社は木村高男氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。福地啓子氏は現在、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の社外役員の独立性に関する基準を満たしております。「第４号議案　監査役２名選任の件」が承認された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
持株会社が設立され、木村高男氏および福地啓子氏の両氏が持株会社の社外監査役に就任した場合には、持株会社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、小松哲氏および木村高男氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で規定する額としております。また、「第４号議案　監査役２名選任の件」が承認された場合は、当社は鬼頭秀滋氏および福地啓子氏との間で当該契約を締結する予定であります。
持株会社が設立され、小松哲氏、鬼頭秀滋氏、木村高男氏および福地啓子氏の４氏が持株会社の監査役に就任した場合には、持株会社は定款に基づき４氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 各候補者の所有する当社の株式数は、2020年３月31日現在の状況を記載しており、また、割当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割当てられる持株会社の株式数は、設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。

6．持株会社の会計監査人となる者についての事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

（2020年３月31日現在）

名称	清陽監査法人		
事務所	主たる事務所	東京都港区西新橋１丁目22番10号 西新橋アネックスビル２階	
沿革	2011年２月	設立	
概要	資本金		16百万
	構成人員	社員　代表社員	14名
		社員	４名
		（社員合計）	18名
		職員　公認会計士	61名
		その他	５名
		（職員合計）	66名
		≪合　計≫	84名
	関与会社	金融商品取引法・会社法監査対象会社	16社
		会社法監査対象会社	22社
		その他監査対象会社	44社
		≪合　計≫	82社

（注）清陽監査法人を会計監査人候補者とした理由は、同監査法人が持株会社の会計監査人に求められる専門性、独立性および内部管理体制等を有しており、適任であると判断したためであります。

第3号議案　定款一部変更の件

(1)変更の理由

「第２号議案　単独株式移転による完全親会社設立の件」が承認され、2021年４月１日に当該株式移転の効力が発生した場合、当社の株主は持株会社であるあすか製薬ホールディングス株式会社のみとなります。

これにより、多数の株主の存在を前提とする定時株主総会における議決権の基準日を予め定款に定めておく必要性が失われることとなります。そこで、定時株主総会における議決権の基準日制度を廃止することとし、現行定款第14条を削除するとともに、現行定款第15条以下の各条項を１条ずつ繰り上げることの変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、「第２号議案　単独株式移転による完全親会社設立の件」が承認されること、および、2021年４月1日に本株式移転の効力が発生したことを条件として、2021年４月1日にその効力を生じるものといたします。

また、本株式移転および本定款変更により、次回の当社定時株主総会において議決権を行使する株主は、あすか製薬ホールディングス株式会社のみとなりますが、2021年３月期の当社の期末配当金につきましては、これまでと同様の配当性向に基づき、2021年３月31日時点の当社株主の皆様に配当を実施させていただく予定です。

(2)変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。（現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。）

（下線部分は変更部分）

現行定款	変更案
（定時株主総会の基準日） 第１４条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。 第１５条～第３９条（条文省略）	（削除） 第１４条～第３８条（現行定款どおり）

第4号議案　監査役２名選任の件

監査役齋藤守信氏、折木榮一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏　名	当社における地位	監査役会への出席状況
1	鬼頭（きとう）　秀滋（ひでしげ）　新任	―	―
2	福地（ふくち）　啓子（けいこ）　新任　社外　独立	―	―

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 福地啓子氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、33頁に記載いたしました当社の「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、社外役員としての独立性を有していると判断しております。

3. 福地啓子氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、今回、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

4. 当社は、定款において、監査役との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結することができる旨を定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額としており、各候補者の選任が承認された場合は、各候補者との間で当該契約を締結する予定であります。

5. 32頁の各候補者の所有する当社の株式数は、2020年３月31日現在の状況を記載しております。

候補者番号
1

鬼頭（きとう）　秀滋（ひでしげ）（1961年10月12日生）

新任



所有する当社の株式数
4,000株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1984年 4 月　当社入社
2011年10月　当社京都支店長
2013年10月　当社名古屋支店長
2016年10月　当社営業本部副本部長
2018年 4 月　当社執行役員（営業本部長）
2019年10月　当社執行役員（監査、法務・コンプライアンス担当）（現任）

監査役候補者とした理由
同氏は、これまで当社の営業部門の要職を務めてきただけでなく、内部統制、法務、コンプライアンス推進にも豊富な業務経験と深い見識を有しております。これらの知識・経験は、当社グループの監査役職務を適切に遂行できると判断することから、新たに監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号
2

福地（ふくち）　啓子（けいこ）（1959年１月７日生）

新任　社外　独立



所有する当社の株式数
ー株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1981年 4 月　東京国税局入局
2006年 7 月　渋谷税務署副署長
2008年 7 月　税務大学校教授
2013年 7 月　国税庁長官官房国際業務課国際企画官
2018年 3 月　金沢国税局長
2019年 8 月　税理士登録　福地啓子税理士事務所代表（現任）

社外監査役候補者とした理由
同氏は、税理士として税務、財務および会計等における高度な知識と豊富な業務経験を有しております。これらの知識・経験は、客観的かつ中立的な立場から当社グループの監査役職務を適切に遂行できると判断することから、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。

ご参考

社外役員の独立性に関する基準

1. 本基準における独立性を有する社外役員とは、法令上求められる社外役員としての要件を満たす者、かつ次の各号のいずれにも該当しない者をいう。
(1) 当社またはその関係会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者（注1）、またはその就任前10年間において当社グループの業務執行者であった者
(2) 当社の主要株主（注2）（過去3年間において主要株主であった者を含む）、その者が法人・団体等である場合の業務執行者、もしくは当社が主要株主になっている（過去3年間において主要株主であった場合を含む）法人・団体等の業務執行者
(3) 当社グループと重要な取引関係がある会社（注3）またはその親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者
(4) 当社グループから役員報酬以外に多額の報酬その他財産（注4）を得ている弁護士や会計士、コンサルタント等または法人・団体等の業務執行者
(5) 当社グループから一定額を超える寄付等（注5）を受けている法人・団体等の業務執行者
(6) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者または過去3年間において当社グループの会計監査人である監査法人に所属していた者
(7) 当社グループから取締役を受入れている、または過去3年間において当社グループから取締役を受入れていた会社またはその親会社もしくはその子会社等の業務執行者
(8) 上記（1）から（7）までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等以内の親族
(9) その他、当社の一般株主全体との間で上記（1）から（8）までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

(注1) 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、その他これらに類する役職者をいう。
(注2) 主要株主とは、総議決権の10%以上を直接または間接に保有する株主をいう。
(注3) 重要な取引関係がある会社とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
（ⅰ）当社を重要な取引先とする者
直前3事業年度のいずれかにおいて、その者の連結売上高の2%を超える金額の支払を当社グループから受けた者
（ⅱ）当社の重要な取引先である者
直前3事業年度のいずれかにおいて、連結売上高の2%を超える金額の支払を当社グループに行っている者、または直前事業年度末における当社グループの借入額が当社連結総資産の2%を超える融資を当社グループに行っている者
(注4) 多額の報酬その他財産とは、直前3事業年度平均で年間1,000 万円、当該財産を得ている者が法人・団体等の場合は、直前3事業年度平均で当該団体等の直前事業年度における年間総収入の2%をそれぞれ超える報酬その他財産上の利益をいう。
(注5) 一定額を超える寄付等とは、当社が行った寄付等が、直前3事業年度平均で年間1,000 万円か当該法人・団体等の直前事業年度における年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える寄付・助成をいう。

2. 上記（1）から（9）のうち抵触するものがある場合でも、役員推薦委員会がその独立性を総合的に判断し独立性を有する社外役員として相応しい者と認められれば、独立性を有する社外役員候補者として選定することができる。その場合においては、当該人物が会社法上の社外役員の要件を充足しており、独立性を有する社外役員として相応しいと判断した理由等について対外的な説明ができることを条件とする。

以　上

［添付書類］

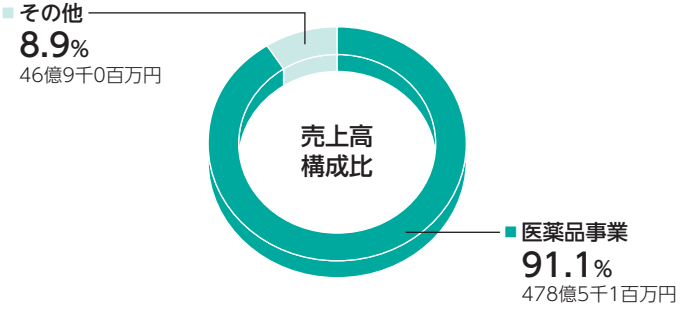
事業報告（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

1 企業集団の現況

（1）事業の経過およびその成果

当社グループは、当連結会計年度の期首より、収益認識に関する会計基準等を早期適用しております。この影響等から、当連結会計年度の売上高は、前期から58億３千６百万円増加し、525億４千２百万円（前期比12.5%増）となりました。利益面につきましては、開発品の進展に伴う研究開発費の増加等による販売費及び一般管理費が増加したことにより、営業利益15億７百万円（前期比15.5%減）、経常利益17億１千５百万円（前期比13.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は当社研究所移転に伴う特別損失等を計上したことにより、６億４千９百万円（前期比62.8%減）といずれも減益となりました。

		第99期（2019年3月期）	第100期（2020年3月期）（当期）	対前期増減	
売上高	（百万円）	46,706	52,542	5,836増	12.5%増
営業利益	（百万円）	1,782	1,507	275減	15.5%減
経常利益	（百万円）	1,980	1,715	264減	13.4%減
親会社株主に帰属する当期純利益	（百万円）	1,744	649	1,094減	62.8%減



（ご参考）

	第100期（2020年3月期）（当期）
売　上　高	525億円
営業利益率	2.8%
R　O　E	1.5%

【セグメント別の業績】

医薬品事業

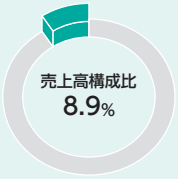


売　上　高	478億5千1百万円（前期比14.6%増）
セグメント利益	49億0千7百万円（前期比　1.9%減）

2019年10月の薬価改定による減収要因があったものの、新会計基準適用に加えて2019年３月に発売したGnRHアンタゴニスト「レルミナ」や2018年12月に発売したオーソライズド・ジェネリック「フリウェル配合錠」などの産婦人科領域の新製品の売上拡大、難吸収性リファマイシン系抗菌薬「リフキシマ」の売上伸長等により、売上高は478億５千１百万円（前期比14.6%増）と増収となりました。

利益面では、新製品発売に伴い販売権の償却を開始したこと等による減価償却費の増加や、開発ステージの進展に伴う研究開発費の増大を受け、セグメント利益は49億７百万円（前期比1.9%減）と減益となりました。

その他



売　上　高	46億9千0百万円（前期比　5.2%減）
セグメント利益	2億6千5百万円（前期比34.0%増）

動物用医薬品、検査、医療機器、食品等の各事業を展開しているその他事業の業績は、いずれも売り上げ減少となったものの、販売費及び一般管理費も減少し、売上高46億9千万円（前期比5.2%減）、セグメント利益2億6千5百万円（前期比34.0%増）と減収増益となりました。

【研究開発の状況】

研究開発につきましては、重点領域である内科・産婦人科・泌尿器科領域を中心とした創薬研究および臨床開発を推進すると共に、導出入活動および事業提携戦略も積極的に展開しております。

甲状腺ホルモン静注液AKP-015（レボチロキシンナトリウム）は2020年１月に製造販売承認を取得しました。

選択的プロゲステロン受容体調節剤CDB-2914（ウリプリスタル）は、子宮筋腫を対象としたPhaseⅢ試験を終了し、2019年12月に製造販売承認を申請しました。

武田薬品工業株式会社から導入したGnRHアンタゴニストTAK-385（レルゴリクス）は、2019年３月に子宮筋腫治療薬「レルミナ」として発売し、さらに効能追加として子宮内膜症を対象としたPhaseⅢ試験を進行中です。

新規アンドロゲン受容体モジュレーターAKP-009は、2019年12月から前立腺肥大症を対象としたPhaseⅡ試験をスタートしております。

産官学とのオープンイノベーションの推進等による創薬機能の強化を目的として、川崎市高津区に構えていた川崎研究所の湘南ヘルスイノベーションパークへの全面移転を完了し、2020年４月１日より『あすか製薬　湘南研究所』として始動しました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度における設備投資額は22億４千万円（無形固定資産を含む）で、その主な内訳は生産設備に係るものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は、取引金融機関より主に運転資金として長期借入金30億円の調達を行いました。また、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関と総額100億円のコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度において3億円の借入実行残高があります。

(4) 重要な組織再編等の状況

2020年３月23日開催の取締役会において、2020年６月25日開催予定の定時株主総会における承認決議等の所定の手続きを経たうえで、2021年４月１日（予定）を期日として、当社の単独株式移転により、持株会社（完全親会社）である「あすか製薬ホールディングス株式会社」を設立することを決議いたしました。

(5) 対処すべき課題 －中長期的な会社の経営戦略－

当社グループは2016年４月から5ヵ年の中期経営計画でお示ししたように、売上規模700億円、営業利益率10%、ROE８%の実現に向け、一丸となって取り組んでおります。

当中期経営計画期間中に「スペシャリティファーマとしての飛躍」、「持続的成長への足固め」を実現するため、以下の４つの課題に挑戦していきます。

❶創薬機能の再構築を中心とした新薬事業強化

❷育薬による製品価値向上と利益の最大化

❸原価低減、製品ポートフォリオ見直しを柱としたコスト構造改善・生産性向上

❹新人事制度のもと、社員の成長・能力向上

当社グループの中核事業である医薬品事業においては、特に産婦人科領域を中心に、内科（消化器・甲状腺等）、泌尿器科の重点3領域に資源を集中させ、今後も存在感のあるスペシャリティファーマを目指してまいります。

研究開発面においては、2019年12月にCDB-2914（ウリプリスタル）の製造販売承認申請を行いました。今後は、自社創製品AKP-009のPhase Ⅱ試験を促進させるとともに、武田薬品工業株式会社より導入したTAK-385（レルゴリクス）における子宮内膜症の適応症を追加するためのPhase Ⅲ試験やリフキシマの適応追加を目的とした複数の臨床試験を加速させることにより、重点領域における開発パイプラインの進展と、製品価値の最大化に努めてまいります。

アライアンス関係では、ラクオリア創薬株式会社との創薬研究に関する共同研究、東亜薬品工業株式会社からの子宮収縮抑制剤「マグセント」および子癇発症抑制・治療剤「マグネゾール」の承継、AMEDによる医療研究開発革新基盤創成事業における株式会社レナサイエンスとの共同開発、Insud Pharmaとの経口避妊薬ドロスピレノンに関するライセンス契約、株式会社キノファーマとの子宮頸部異形成治療薬に関するオプション契約など、特に産婦人科領域において、外部企業との連携を強化しております。

なお、当社は2020年4月1日に神奈川県川崎市にある川崎研究所を、同県藤沢市の湘南ヘルスイノベーションパーク（通称：湘南アイパーク）へ移転いたしました。同施設内にある充実した実験設備の活用と、産官学とのオープンイノベーションの推進により、研究開発を一層加速させ医療ニーズに応える新薬の創製に邁進してまいります。

営業面では、2018年度下期より専任MR制を導入しており、産婦人科専任MRとリフキシマ専任MRによる質の高い情報提供と活動の効率化に継続して取り組んでまいります。

産婦人科領域では、2018年度下期に連続して市場投入した3つの産婦人科新製品（①レルミナ錠、②フリウェル配合錠、③ジェミーナ配合錠）の価値最大化を図り、産婦人科領域での当社プレゼンスを向上させ、存在感のあるスペシャリティファーマを目指します。特にレルミナ錠については子宮筋腫治療における約20年ぶりの新薬であり、初めての経口剤という特徴と併せ、順調に売上げを伸ばしております。

「肝性脳症における高アンモニア血症の改善」の適応症で2016年に発売したリフキシマ錠も堅調に推移しており、今後は疾患認知度向上への取り組みを継続しつつ、肝性脳症治療のファーストラインを目指してまいります。

グローバル展開への取り組みについては、neopharma LLC（アラブ首長国連邦）の子会社Omnicare Drugs India Private Limited（インド）との合弁会社「NeoASKA Pharma Private Limited」が、インドにおいて医薬品工場を建設し、工場稼働に向けて進めております。

グループ会社を通じて行っている動物用医薬品や検査事業等については特徴ある製品および技術により医薬品事業とのシナジーを発揮しつつ成長を目指してまいりましたが、今後、更なる企業価値の向上を追求するため、当社グループは持株会社体制へ移行し、“トータルヘルスケアカンパニー”を目指すことが最適と判断いたしました。

持株会社体制とすることによって新規領域での事業強化を図るとともに、経営監督機能と業務執行機能を分離することで、ガバナンスの強化と意思決定の迅速化を進めてまいります。

費用面においては、オープンイノベーション推進による研究開発の加速や開発段階の進展により、研究開発投資の増加が予想されますが、製品ポートフォリオの見直しや製造原価の低減等に継続して取り組むことで、コスト競争力の強化に努めてまいります。

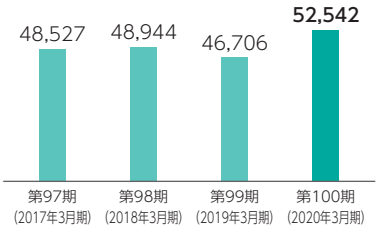
当社は2020年6月16日に創立100周年を迎えることとなりました。持続的な成長に不可欠な人財の確保・育成に努めるとともに、柔軟な働き方への対応やダイバーシティの推進、SDGsへの取り組みを強化してまいります。

当社グループは、これからも企業情報を積極的かつ公正に開示し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーとの対話を充実させるべくIR・広報活動を推進してまいります。

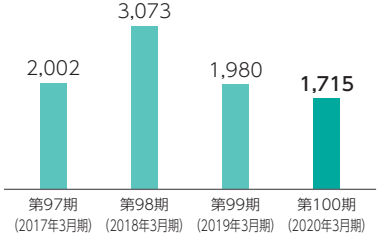
株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 直前3事業年度の財産および損益の状況

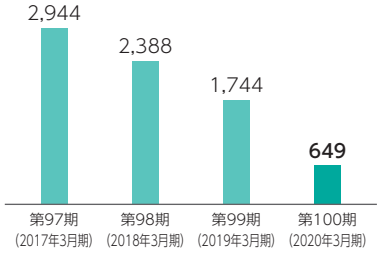
売上高 (単位：百万円)



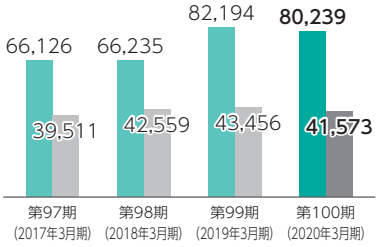
経常利益 (単位：百万円)



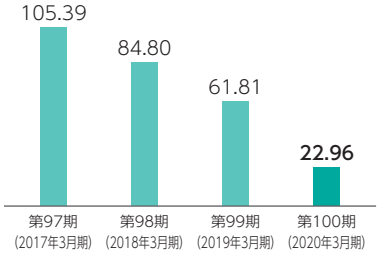
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



		第97期 (2017年3月期)	第98期 (2018年3月期)	第99期 (2019年3月期)	第100期 (2020年3月期) (当期)
売上高	(百万円)	48,527	48,944	46,706	52,542
経常利益	(百万円)	2,002	3,073	1,980	1,715
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,944	2,388	1,744	649
1株当たり当期純利益		105円39銭	84円80銭	61円81銭	22円96銭
総資産	(百万円)	66,126	66,235	82,194	80,239
純資産	(百万円)	39,511	42,559	43,456	41,573

(7) 重要な親会社および子会社の状況 (2020年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社あすか製薬メディカル	30	100.0	検査事業、ヘルスケア事業、飼育関連業務
あすかアニマルヘルス株式会社	100	100.0	動物用医薬品、飼料および飼料添加物等の製造、販売ならびに輸出入

(注) 当社には、会社法に規定される特定完全子会社はございません。

(8) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループの主要な事業内容は次のとおりであります。

事業区分	事業内容
医薬品事業	医薬品の製造および販売
その他	動物用医薬品の製造および販売、検査事業、ヘルスケア事業

(9) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

当社	本社	東京都港区芝浦二丁目5番1号
	川崎研究所	神奈川県川崎市
	いわき工場	福島県いわき市
	営業所	札幌、東北（宮城県仙台市）、郡山、東京（東京都港区）、横浜、埼玉、千葉、北関東（栃木県宇都宮市）、新潟、松本、金沢、名古屋、静岡、京都、大阪、神戸、高松、中国(広島県広島市)、福岡、熊本
株式会社あすか製薬メディカル	本社	神奈川県川崎市
あすかアニマルヘルス株式会社	本社	東京都港区

(注) 1. 2020年4月より、当社の川崎研究所（神奈川県川崎市）は湘南研究所（神奈川県藤沢市）へ全面移転しました。
2. 2020年4月より、株式会社あすか製薬メディカルの本社は湘南ヘルスイノベーションパーク（神奈川県藤沢市）へ全面移転しました。

(10) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
807名（119名）	35名減（4名減）

(注) 使用人数は就業人員であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
日本生命保険相互会社	3,050百万円
株式会社日本政策投資銀行	2,500百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,436百万円

(注) 上記のほか、シンジケートローンによる借入金（総額6,200百万円）があります。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

① 発行可能株式総数　90,000,000株
② 発行済株式の総数　30,563,199株
③ 株主数　5,401名
④ 大株主（上位10位）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
武田薬品工業株式会社	2,204	7.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,556	5.46
ゼリア新薬工業株式会社	1,528	5.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,450	5.08
株式会社三菱UFJ銀行	1,100	3.86
山口　隆	872	3.06
あすか製薬従業員持株会	577	2.02
株式会社ヤマグチ	536	1.88
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	530	1.86
日本生命保険相互会社	522	1.83

(注) 1. 当社は、自己株式を2,069,879株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式（2,069,879株）を控除して計算しております。
3. 自己株式（2,069,879株）には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口・76361口）が保有する当社株式165,100株を加算しておりません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2020年3月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山　口　　隆	全社統括
代表取締役専務取締役	丸　尾　篤　嗣	社長補佐 株式会社あすか製薬メディカル取締役 あすかアニマルヘルス株式会社取締役
常務取締役	加　藤　和　彦	国際事業（欧米）担当、ヘルスケア事業推進室長 NeoASKA Pharma Private Limited　Director
常務取締役	山　口　惣　大	創薬研究、開発、事業戦略担当
取締役常務執行役員	福　井　雄一郎	営業統括
取締役常務執行役員	熊　野　郁　雄	管理本部長、100周年事業推進室長
社外取締役	吉　村　恭　典	一般社団法人吉村やすのり生命の環境研究所代表理事 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス社外取締役（監査等委員） 慶応義塾大学名誉教授 福島県立医科大学副学長
社外取締役	山　中　通　三	株式会社吉田製作所代表取締役社長 吉田精工株式会社代表取締役社長 株式会社ヨシダ代表取締役副会長
社外取締役	播　野　　勤	タマノイ酢株式会社代表取締役社長 株式会社タマノイ酢クロスメイツ代表取締役社長
常勤監査役	齋　藤　守　信	あすかアニマルヘルス株式会社監査役
常勤監査役	小　松　　哲	株式会社あすか製薬メディカル監査役
社外監査役	折　木　榮　一	折木税理士事務所代表
社外監査役	木　村　高　男	合同会社TKファーマパートナーズ代表社員

（注）1. 社外監査役折木榮一氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
①2019年６月27日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって、社外取締役上田栄治氏は任期満了により退任いたしました。
②社外取締役播野勤氏は、2019年６月27日開催の第99回定時株主総会において選任され就任いたしました。
3. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員および監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限定について、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

③ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	人員（名）	報酬等（百万円）
取締役（社外取締役）	10（4）	256（30）
監査役（社外監査役）	4（2）	50（13）
合　計	14	307

（注）1. 上記には2019年６月27日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2017年６月29日開催の第97回定時株主総会において年額350百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。また別枠で、2018年６月28日開催の第98回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として年額70百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2017年６月29日開催の第97回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
5. 報酬等の額には、取締役賞与13百万円が含まれております。
6. 報酬等の額には、譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額（社外取締役を除く取締役６名に対し35百万円）が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

イ．重要な兼職の状況および当社と当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職の状況
社外取締役	吉 村 泰 典	一般社団法人吉村やすのり生命の環境研究所代表理事 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス社外取締役（監査等委員） 慶應義塾大学名誉教授 福島県立医科大学副学長
	山 中 通 三	株式会社吉田製作所代表取締役社長 吉田精工株式会社代表取締役社長 株式会社ヨシダ代表取締役副会長
	播 野　　勤	タマノイ酢株式会社代表取締役社長 株式会社タマノイ酢クロスメイツ代表取締役社長
社外監査役	折 木 榮 一	折木税理士事務所代表
	木 村 高 男	合同会社TKファーマパートナーズ代表社員

（注）各兼職先と当社との間に、重要な取引その他の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況		取締役会・監査役会における発言状況
		取締役会	監査役会	
社外取締役	吉　村　恭　典	16回中16回 (100%)	－	医学者として専門的かつ独立した立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	山　中　通　三	16回中16回 (100%)	－	企業経営の豊富な経験と客観的かつ中立的な幅広い見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	播　野　　勤	12回中12回 (100%)		企業経営の豊富な経験と客観的かつ中立的な幅広い見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	折　木　榮　一	16回中16回 (100%)	20回中20回 (100%)	税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、随時監査に関する重要事項について協議し、必要な発言を行っております。
	木　村　高　男	16回中16回 (100%)	20回中20回 (100%)	医薬品事業開発役員としての豊富な経験から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、随時監査に関する重要事項について協議し、必要な発言を行っております。

(注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。
2. 播野勤氏の出席状況については、2019年６月27日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　清陽監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項および第２項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月15日の取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議し、その後追加決議を通じて同方針に基づく業務の適正を確保してまいりました。また、2015年4月24日の取締役会において、当社子会社の統制対象への明確な組み込みおよび監査役による監査の充実に関する内部統制システムの構築につき追加決議したことに伴い、現在の基本方針は以下のとおりとなっております。今後も社会の変化に応じて見直しを行い、内部統制システムの改善・強化に努めてまいります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

・当社および子会社は、コンプライアンス・プログラムを制定し、国の内外を問わず、人権を尊重するとともに、関係法令、規則等を遵守するとともに、その精神を尊び、高い倫理観と社会的良識を持って行動する旨定めている。
・当社および子会社は、この実践のため、取締役が率先垂範して本プログラムに従い行動するとともに、コンプライアンスに関する啓発、教育を通じてグループ全体への企業倫理の徹底を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・取締役は、その職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）、その他の重要な情報を文書規程、その他の規程に基づき適切に保存し管理する。
・当社は、グループ文書管理規程に基づき、グループ全体の情報の保存および管理体制を構築している。
・当社は、情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産の安全性および信頼性の確保に努めている。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、経営危機管理規程に基づき、リスクの分類、有事の際の情報伝達体制等を規定しており、リスク管理に関する啓発、教育を通じて、グループ全体としてのリスク管理体制を徹底する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、取締役会を原則毎月1回、必要ある場合は臨時取締役会を随時開催し、経営の執行方針、経営に関する重要事項を決定し、業務執行を監督している。

・当社は、経営会議を原則月2回開催し、経営に関する案件の審議・決定、経営方針や経営戦略等の重要案件の審議を行っている。
・当社は、執行役員制を執っている。これにより取締役は経営の迅速化、監督機能の強化など経営機能に専念している。さらに、社長と各部門の執行責任者との部門執行責任者会議を月2回程度開催し、取締役会、経営会議での決議事項の実施・進捗報告および課題、改善策の検討を行っている。
・当社は、上記の各機能を活かして現体制を継続するとともに、業務の効率性と内部統制の実効性を確保するためIT化を推進する。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・当社は、コンプライアンス・プログラムを策定し、定期的な教育およびその浸透度の調査を通じて従業員に周知徹底している。
・当社は、コンプライアンスに関する相談窓口として内部通報制度を活用する。

⑥ 次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
・当社は、子会社の統括部署を定めて総合的に管理しているほか、グループ会社責任者会議を年4回開催し、情報を共有している。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・各子会社は、当社の統括部署の指揮のもと、リスク管理に関する体制を強化する。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・各子会社は、当社の統括部署の指揮のもと、職務の執行が効率的に行われる体制を強化する。
・当社は、子会社の事業遂行のための適切な支援を行っている。

ニ．子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・当社内部監査部門が、内部監査規程に基づき監査を実施している。
・当社は、内部通報制度を子会社も対象に含めて運用している。
・当社は、財務報告に係る適正性を確保するために必要な内部統制を整備し、財務報告の信頼性の確保に努める。

⑦ 当社の監査役が、その職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項および補助使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・当社は、監査役から補助使用人を求められた場合は、監査役付とし、専任の使用人とする。
・当社は、補助使用人の任命、人事異動につき、事前に監査役の同意を得る。
・補助使用人に対する指揮命令権は各監査役に属するものとし、補助使用人の人事考課は常勤監査役が行う。

⑧ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ．当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制
・取締役は、職務執行に関して重大な法令、定款違反、企業行動基準違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく取締役会および監査役会に報告する。
・当社は、内部通報制度を活用し、監査役に報告する体制を強化する。

ロ．子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
・子会社の監査役は、当社の監査役と定期的に会合して、相互に情報提供や意見交換を行っている。
・各子会社は、グループ会社責任者会議での審議事項等を監査役に報告している。
・子会社においても、当社の内部通報制度を活用し、監査役に報告する体制を強化する。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社は、内部通報制度の相談内容について秘密を厳守し、相談した者への不利な取扱いを禁止している。

⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・当社は、監査役の請求に基づき、監査役の職務の執行上必要な費用の全額を支払う。

⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・当社は、社長と監査役が定例会合だけでなく可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図る。
・当社は、監査役と社長および会計監査人との連携を図り、実効ある監査を支援するため、内部監査部門の充実を図る。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

社長は、毎年の事業執行方針に「コンプライアンスの徹底」を掲げ、役員および従業員へ啓発しております。また従業員に小冊子コンプライアンス・プログラムやコンプライアンスカードを配付するとともに、eラーニング・教育研修を通じて、コンプライアンスの周知徹底と意識醸成を図っております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会・取締役会等重要会議に係る議事録および関係資料は、担当部署にて適切に保管しております。情報セキュリティ関連規程や教育資料をイントラネット上に公開し、情報セキュリティ教育など当社グループの従業員へ周知徹底を図っております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営危機管理規程に基づき、各組織において経営危機管理マニュアルを作成し当社グループ全体としてのリスク回避または被害低減を図っております。また、従来から策定している大地震等の自然災害や新型インフルエンザ流行を想定したBCP（事業継続計画）について、新型コロナウイルス感染症への対応も拡充し、BCPのさらなる改善に努めました。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員が業務を執行し、取締役が経営・監督機能に専念することにより、スピーディーな経営の実現に向けた体制を構築しております。また、ERP（統合基幹業務システム）は順調に稼働し、IT化を推進しております。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループでは、単なる法令等の遵守にとどまらず経営理念や行動憲章を理解したうえで行動することを求め、従業員の倫理規範意識の醸成を図っております。また、コンプライアンスに関する意識調査を定期的に実施し、現状把握と問題点の抽出、実態に則した研修を行うことでさらなるコンプライアンスの徹底を図っております。

内部通報制度の活用については、コンプライアンス相談窓口を社内外に設置し、従業員に積極的な活用を呼びかけるとともに、通報に対しては通報者保護を図り適切に対処しております。

⑥ 次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の統括部署が四半期毎にグループ会社責任者会議を開催し、情報共有を行いました。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

各子会社は、新規契約時に当社法務部門の契約審査を受けることで契約リスクの軽減を図っており、その契約内容については、子会社統括部署が子会社担当者とヒアリングを実施し内容把握を行っております。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各子会社は、グループ会社責任者会議をはじめ、様々な形で職務執行上のリスクや改善が必要な点を当社と共有し、その解決につき適宜支援を受けています。また子会社の統括部署は、随時、相互に情報を共有し、課題・問題点の解決のために関連部署の協力を得ております。

ニ．子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

内部監査部門は子会社に対し、内部監査規程に基づく内部監査を実施しました。さらにコンプライアンス関連規程において、子会社の役職員もあすかコンプライアンス相談窓口を利用できる旨が定められており、適宜コンプライアンス相談ができる体制にあります。また財務報告に係る内部統制の整備・運用状況評価の基本計画に基づき、内部統制評価部門が評価を実施しました。

⑦ 当社の監査役が、その職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項および補助使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、補助使用人は置いておりません。

⑧ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ．当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制

本年度中に監査役会に報告すべき重大な法令、定款違反等はありませんでした。また当社法務部門は監査役に対し、内部通報実績の概要を四半期毎に報告する他、必要に応じ随時報告する体制をとっております。

ロ．子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

現在、当社の常勤監査役が子会社の監査役を兼任し、グループ会社責任者会議の担当部署は、監査役に対し子会社に関する報告を行っております。

当社は、内部通報制度を子会社も対象に含めており、子会社からの通報があった際は、監査役に報告しております。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

法令および社内関連規程に則り、表記のとおり運用しております。

⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

法令および社内関連規程に則り、表記のとおり運用しております。

⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の助言等を内部統制の改善に役立たせる体制を確保しております。

また、監査役と内部監査部門は四半期毎に会合し、監査情報を共有し連携を図っております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、現在特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数については表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入により表示しております。なお、大株主の持株比率については、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表
(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**37,326**
現金及び預金	7,294
受取手形及び売掛金	13,792
商品及び製品	9,087
仕掛品	353
原材料及び貯蔵品	4,602
その他	2,196
貸倒引当金	△0
固定資産	**42,913**
有形固定資産	**13,539**
建物及び構築物	5,644
機械装置及び運搬具	2,996
土地	4,327
建設仮勘定	106
その他	463
無形固定資産	**13,584**
販売権	4,216
無形固定資産仮勘定	8,446
その他	920
投資その他の資産	**15,789**
投資有価証券	9,794
繰延税金資産	3,670
その他	2,342
貸倒引当金	△17
資産合計	**80,239**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**17,127**
支払手形及び買掛金	3,239
電子記録債務	2,801
短期借入金	450
1年内返済予定の長期借入金	2,298
未払金	4,979
賞与引当金	984
役員賞与引当金	13
その他	2,360
固定負債	**21,537**
長期借入金	13,671
環境対策費用引当金	820
退職給付に係る負債	6,655
その他	390
負債合計	**38,665**
純資産の部	
株主資本	**39,495**
資本金	**1,197**
資本剰余金	**928**
利益剰余金	**39,560**
自己株式	**△2,191**
その他の包括利益累計額	**2,078**
その他有価証券評価差額金	2,293
為替換算調整勘定	△9
退職給付に係る調整累計額	△205
純資産合計	**41,573**
負債・純資産合計	**80,239**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書
(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科　　目	金　　額	
売上高		**52,542**
売上原価		**28,525**
売上総利益		**24,016**
販売費及び一般管理費		**22,509**
営業利益		**1,507**
営業外収益		
受取利息及び配当金	228	
その他	196	424
営業外費用		
支払利息	64	
その他	151	216
経常利益		**1,715**
特別利益		
保険代理店事業譲渡益	49	49
特別損失		
減損損失	349	
投資有価証券評価損	110	
研究所移転関連費用	403	862
税金等調整前当期純利益		**901**
法人税、住民税及び事業税	359	
法人税等調整額	△107	252
当期純利益		**649**
親会社株主に帰属する当期純利益		**649**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書
(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,197	913	40,630	△2,281	40,460	3,130	5	△140	2,995	43,456
会計方針の変更による累積的影響額			△1,320		△1,320					△1,320
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,197	913	39,309	△2,281	39,140	3,130	5	△140	2,995	42,135
当期変動額										
剰余金の配当			△398		△398					△398
親会社株主に帰属する当期純利益			649		649					649
自己株式の取得				△0	△0					△0
自己株式の処分		14		89	104					104
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						△837	△14	△65	△917	△917
当期変動額合計	−	14	251	89	355	△837	△14	△65	△917	△561
当期末残高	1,197	928	39,560	△2,191	39,495	2,293	△9	△205	2,078	41,573

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表
(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**34,421**
現金及び預金	5,974
売掛金	13,057
商品及び製品	8,354
仕掛品	353
原材料及び貯蔵品	4,492
その他	2,189
固定資産	**43,723**
有形固定資産	**14,804**
建物	5,489
構築物	154
機械及び装置	2,990
車両運搬具	6
土地	5,594
建設仮勘定	106
その他	462
無形固定資産	**13,571**
販売権	4,216
無形固定資産仮勘定	8,446
その他	908
投資その他の資産	**15,347**
投資有価証券	9,302
関係会社株式	686
繰延税金資産	3,036
その他	2,339
貸倒引当金	△17
資産合計	**78,145**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**16,331**
支払手形	8
電子記録債務	2,801
買掛金	2,829
短期借入金	350
1年内返済予定の長期借入金	2,298
未払金	4,879
未払法人税等	141
賞与引当金	973
役員賞与引当金	13
その他	2,033
固定負債	**21,226**
長期借入金	13,671
退職給付引当金	6,346
環境対策費用引当金	820
その他	388
負債合計	**37,557**
純資産の部	
株主資本	**38,294**
資本金	**1,197**
資本剰余金	**921**
資本準備金	844
その他資本剰余金	76
自己株式処分差益	76
利益剰余金	**38,224**
利益準備金	354
その他利益剰余金	37,869
固定資産圧縮積立金	1,115
別途積立金	29,594
繰越利益剰余金	7,160
自己株式	**△2,049**
評価・換算差額等	**2,293**
その他有価証券評価差額金	2,293
純資産合計	**40,587**
負債・純資産合計	**78,145**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売上高		**48,666**
売上原価		**25,805**
売上総利益		**22,860**
販売費及び一般管理費		**21,635**
営業利益		**1,225**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	228	
その他	231	460
営業外費用		
支払利息	63	
その他	197	260
経常利益		**1,424**
特別損失		
減損損失	349	
投資有価証券評価損	110	
研究所移転関連費用	378	838
税引前当期純利益		**586**
法人税、住民税及び事業税	252	
法人税等調整額	△113	139
当期純利益		**447**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
			自己株式処分差益			固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,197	844	62	907	354	1,133	29,594	8,407	39,489
会計方針の変更による累積的影響額								△1,313	△1,313
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,197	844	62	907	354	1,133	29,594	7,093	38,175
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩						△18		18	－
剰余金の配当								△398	△398
当期純利益								447	447
自己株式の取得									
自己株式の処分			14	14					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	―	―	14	14	―	△18	―	66	48
当期末残高	1,197	844	76	921	354	1,115	29,594	7,160	38,224

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,138	39,455	3,130	3,130	42,585
会計方針の変更による累積的影響額		△1,313			△1,313
会計方針の変更を反映した当期首残高	△2,138	38,141	3,130	3,130	41,272
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
剰余金の配当		△398			△398
当期純利益		447			447
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	89	104			104
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△837	△837	△837
当期変動額合計	89	152	△837	△837	△684
当期末残高	△2,049	38,294	2,293	2,293	40,587

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

あすか製薬株式会社
取締役会　御中

清陽監査法人
東京都港区
指定社員 業務執行社員　公認会計士　野中信男 ㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　中市俊也 ㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　尾関高徳 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、あすか製薬株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あすか製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表（会計方針の変更に関する注記）に記載されているとおり、会社は当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2018年３月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2018年３月30日）を早期適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

あすか製薬株式会社
取締役会　御中

清陽監査法人
東京都港区
指定社員 業務執行社員　公認会計士　野中信男 ㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　中市俊也 ㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　尾関高徳 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、あすか製薬株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表（会計方針の変更に関する注記）に記載されているとおり、会社は当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2018年３月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2018年３月30日）を早期適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び清陽監査法人から、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人である清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

あすか製薬株式会社　監査役会

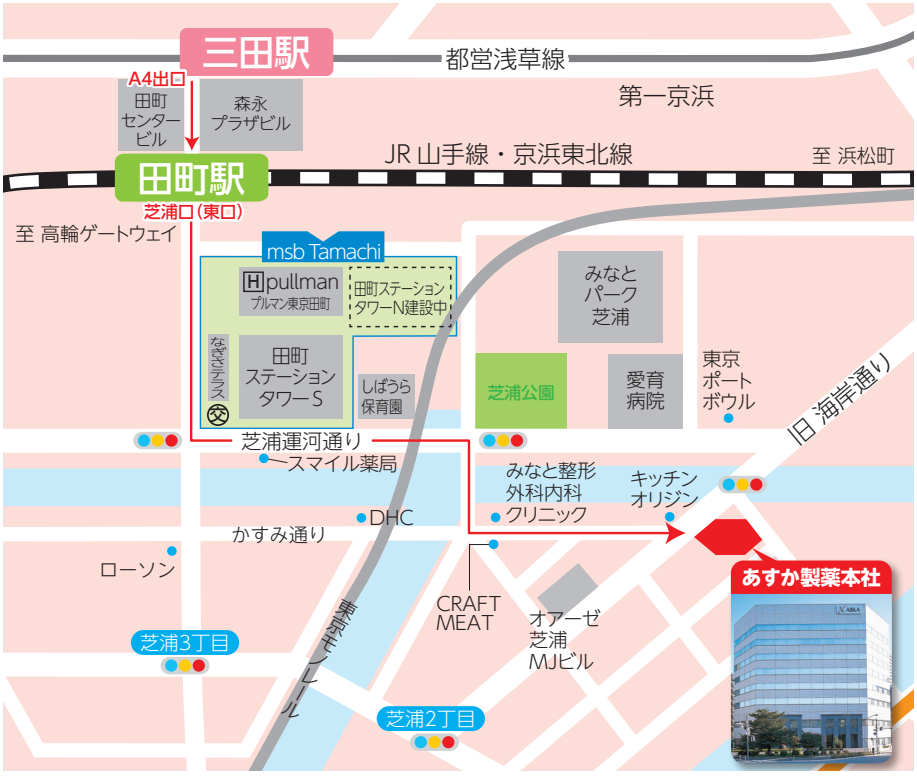
常勤監査役　齋藤守信 ㊞
常勤監査役　小松哲 ㊞
監査役（社外監査役）　折木榮一 ㊞
監査役（社外監査役）　木村高男 ㊞

以　上

第100回　定時株主総会会場ご案内図

開催日時　2020年6月25日（木曜日）午前10時

開催場所　東京都港区芝浦二丁目5番1号
あすか製薬株式会社　本社ビル　2階ホール
電話：03-5484-8361



交　　通　JR山手線・京浜東北線「田町駅」（芝浦口（東口））…徒歩約10分
都営地下鉄三田線・浅草線「三田駅」（A4出口）……徒歩約10分

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場は可能な限りお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申しあげます。
※本年より、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。